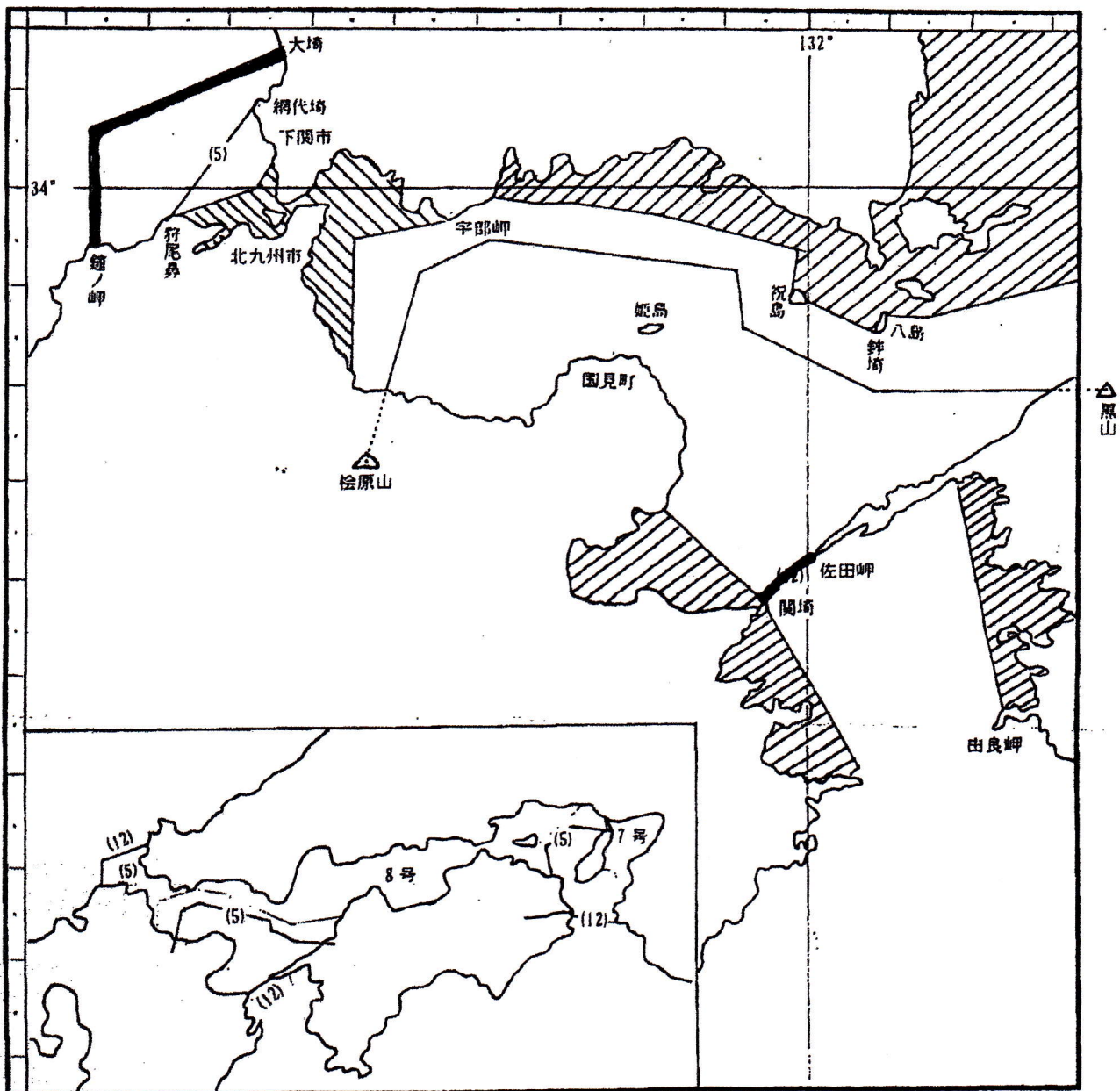


8号水域を母港とするヨットの西端エリア

母港

第8号の水域 (西部)



分類	航行区域文章
059908099 5 海里制限 	ただし、次のaからeの各地点 (a 兵庫県明石川口左岸突端 b 同県淡路島江崎灯台 c 同地点から90度15海里の地点 d 香川県大角島灯台から140度5海里の地点 e 徳島県牛ノ鼻) を順次結んだ線、fからiの各地点 (f 愛媛県黒山山頂 g 山口県八島鉢崎から180度5海里の地点 h 同県祝島西端から235度5海里の地点 i 同島西端から295度5海里の地点 j 同県宇部岬から115度5海里の地点 k 同岬から205度5海里の地点 l 福岡県桧原山山頂) を順次結んだ線、次のmからnの各地点 (m 福岡県狩尾鼻 n 山口県網代崎) を結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。
049908099 1 2 海里制限 	ただし、次のaからbの各地点 (a 和歌山県日ノ御崎 b 徳島県那賀川口左岸突端) を結んだ線、cからdの各地点 (c 愛媛県佐田岬 d 大分県関門) を結んだ線、eからgの各地点 (e 福岡県鐘ノ岬 f 同地点から0度12海里の地点 g 山口県大崎) を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。